

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

I 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## II 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料1の届出を行っており、日勤・夜勤あわせて入院患者7人に対して1人以上の看護師及び准看護師を配置しております。(看護職員1人当たりの受け持ち数については各病棟に掲示しています)。

## III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

## IV DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる『DPC対象病院』となっております。

※医療機関別係数 1.5111 (基礎係数 1.0451 + 機能評価係数 I 0.3535 + 機能評価係数 II 0.1125)

## V 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

当院の九州厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

## VI 後発医薬品（ジェネリック医薬品）等について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

## VII 禁煙について

**当院の敷地内は禁煙**となっておりますのでご協力をお願いします。

## VIII 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、**領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行**しております。

また、**公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方**についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は計算窓口にてその旨をお申し出ください。

## IX 選定療養費に関する事項について

- 1) 特別療養環境の提供については、各病棟に掲示しています「特別室（個室）について」をご参照ください。
- 2) 他の医療機関からの紹介状を持たずに初診で受診された患者さまにつきましては、健康保険の初診料とは別に初診時選定療養費として、以下の金額をご負担いただきます。

医科： 7,700円（税込金額） 歯科： 5,500円（税込金額）

当院から他の医療機関への紹介状を交付したにもかかわらず、当院を受診された患者さまについては、健康保険の再診料とは別に再診時選定療養費として、以下の金額をご負担いただきます。

医科： 3,300円（税込金額） 歯科： 2,090円（税込金額）

- 3) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

入院医療の必要性は低いが、患者さまの事情により長期（180日以上）に入院している患者さまについては、特別の料金（2,728円/日）を徴収させていただきます。ただし、15歳未満の患者さまや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さまは健康保険が適用されます。

令和6年9月1日現在